

軽度外傷性脳損傷に関する周知・啓発及び労災障害年金の  
支給が可能となるよう求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」、通称 M T B I は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツの外傷などにより、頭部に衝撃を受けて、脳内の情報伝達を担う神経線維である「軸索」というケーブルが断裂するなどにより発症する病気である。

その症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野狭窄、匂い・味がわからなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑多岐に現れる。

2007年の世界保健機構(WHO)報告によれば、世界中で年間1000万人の患者が発生し、2020年にはこの病気が世界第3位の疾患になると予測されており、この対策が急務である。累計患者数を推測すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられる。

この病気は、MRIなどの画像検査でも異常を見つけることが難しく、本人も家族も周囲の人々もこの病気を知らないために、職場や学校において理解されずに誤解を生み、悩み、苦しんでいる。

さらに、治療に当たっても、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多いため、働けない場合には、経済的に追い込まれてしまう。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 「軽度外傷性脳損傷」について、教育機関への周知・啓発を図るとともに、早期に、適切に診断されるよう医療機関へ周知を図ること。
- 2 「軽度外傷性脳損傷」と診断されて働けない場合には、労災障害年金の支給が可能となるように、「労災障害等級認定基準の見直し」を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年3月28日

江東区議会議長 佐藤 信夫

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
文部科学大臣

} あて